

令和8年第3回（9月）定例会

委員会報告書

1	産業建設常任委員会……………	1
---	----------------	---

令和8年9月16日

宝 塚 市 議 会

令和8年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 79 号	工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その1））の変更契約の締結について	可決 （全員一致）	9月10日

審査の状況

① 令和8年9月3日 （議案審査）

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
 大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

② 令和8年9月10日 （議案審査）

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
 大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

③ 令和8年9月11日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
 大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭
 （◎は委員長、○は副委員長）

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 7 9 号 工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その 1））の変更契約の締結について

議案の概要

武庫川新橋耐震補強工事について、着手後に現地の地質条件などが当初の想定と相違していることが判明し、工事内容の変更が必要となったことから、契約金額を 1 億 4,778 万 1,700 円増額し、2 億 5,666 万 7,400 円に変更しようとするもの。

論 点 大幅な契約金額の増額の妥当性について

<質疑の概要>

問 1 事前調査のデータを正しく分析して評価していたら工法の選定変更等を現場で食い止めることができたのではないかと思います。設計を請負ったコンサルタントに対して何の請求もなく全て市の負担ということの根拠と責任はどう考えているか。

答 1 今回建設コンサルタントが判定した工法を採用し、その後実際現場に入ってから湧水などの理由で仮設工法を変更した経緯がある。このコンサルタント自体が河川分野の業務に精通していること及び判断に必要となる様々な材料を踏まえた総合的な判定結果であることから、鋼矢板の工法が不要という建設コンサルタントの報告を受けた。当時市では、その判定を覆し改めて高額となる仮設工事費の提案をするだけの根拠を持ち合わせていなかったため、当時の建設コンサルタントの判定と市の対応については一定妥当であったと考えている。ただ実際工事着手後に現場の状況から鋼矢板が必要となった結果、工事の遅延等が発生しているのも事実であり、今回の建設コンサルタントの成果が損害賠償請求の対象になるかなど法的な観点での確認は行いたいと考えている。

問 2 コンサルタントの信用性について、業者選定の際に、実績などはどの程度把握していたのか。

答 2 本件の耐震補強設計については令和 6 年度に発注しており、競争入札で建設コンサルタントを選定した。42 社の参加があつて 29 社が有効な入札をしており、落札者は、昭和 35 年創業、従業員数は 500 名超、売上高が 100 億円程度の大手の建設コンサルタントである。河川分野では国内トップクラスの技術力を有し、技術士の資格の保有者も 270 名を超えており、技術力としても信頼の厚い建設コンサルタントと認識している。

問 3 費用を安くするために安易な工法を選んでしまったということが最大の問題ではないか。川の流れは絶えず動いており、河川の中の工事はより安全で、強固な工法を選ばないといけない。工事費用をできるだけ安価にするという判断がどこかに

あったのか。

答3 耐震補強の工事については国庫補助金をもらって工事を行っている。国庫補助金を充当した場合には後に会計検査を受けることになり、安くできる工法があつてその可能性があるならば会計検査で説明できないような選び方は難しい。地盤の状況は少しずれば大きく変わってしまうということもあり、最終的には掘ってみないとわからないということもある。今後も技術の研鑽に努めて、こういうことが起きないように経験の蓄積に努めたい。

問4 大規模な契約変更だと思うが、市として今回の契約変更はどの程度のレベルの認識なのか。

答4 契約変更に係る総務部長通知では、当初請負額の30%を超える工事は原則として別契約をするというルールがある。例外として、分離して施工することが著しく困難であり分離しても元施工業者と特名随意契約となる可能性が高い場合においては変更契約も可能としている。今回の工事については狭い橋脚の一部での工事になるので現場で複数の業者が錯綜すると調整が煩雑になること、鋼矢板内の狭隘な中での作業になり万が一工事に不具合が起きたときは作業員の命に関わることもあり責任の所在が曖昧になることを防ぐ必要があることから、分離発注しても特名随意契約となるため変更契約とした。

問5 工事が中断されていた期間が2月末までであり、この時期に方針が定まっていたのであれば、6月議会において工事中断の現状を報告しておくべきではなかったのか。

答5 一定の方針については市として早期の段階でまとめていた。本来であれば6月議会において何らかの形で説明しておくべきであり、その点については認識が不足していた。市の方針決定後に、設計に基づく鋼矢板の見積もりや河川管理者との協議などに時間を要した結果、仮契約が8月にずれ込んだものである。

<論点外の質疑の概要>

なし

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）